小田原三の丸ホール前庭利用チェックリスト

□　音楽、演劇、展示等の文化事業を実施します。

□　小田原三の丸ホール施設（大ホール・小ホール・展示室）における催事と連動して同日に開催する事業です。

□　騒音等により、近隣住民に迷惑はかけません。

□　芝生や石畳等の前庭施設を傷つけません。傷つけた場合は、弁償します。

□　事業の実施時間は、搬出入を含め、９時から17時までの間とします。

□　２日以上連続して利用する場合、前庭施設に設置してある物品は利用日毎に片付けます。

□　一般の通行人に配慮します。

□　自然災害(強風・雨)等への対策を講じます。

□　専属の担当者を設置し、常に連絡が取れる状態とします。

□　前庭利用に係る備品は、事前に施設管理者の許可を得た上で、利用者が用意します。

□　前庭が有事の際の避難場所であることを認識し、事業を計画します。

□　火気は使用しません。事業の性格上、どうしても火気を使用しなければならない時は、その使用を最低限とし、安全対策を講じた上で、施設管理者に申請します。

□　物販や有料催事ではありません（実費負担を除く）。

□　入場制限はいたしません。

□　搬出入車両は1台ずつ進入し、安全管理のため警備員の配置を行います。

□　施設管理者から利用の中止を求められた場合は、その指示に従います。

令和　　　年　　　月　　　日

(団体名)

代表者名